

令和 5 年度

豊後大野市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

豊後大野市監査委員

写

豊大監第 0819005 号
令和 6 年 8 月 19 日

豊後大野市長 川 野 文 敏 様

豊後大野市監査委員

芝 田 榮 造



豊後大野市監査委員

小 野 順 一

令和 5 年度豊後大野市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度豊後大野市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和5年度豊後大野市決算に係る健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和5年度豊後大野市決算に係る健全化判断比率

第2 審査の期間

令和6年7月26日から令和6年8月19日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された令和5年度豊後大野市決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づき算定され、適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

比率名	令和4年度	令和5年度	令和5年度 早期健全化基準
① 実質赤字比率	— (△11.52)	— (△8.26)	12.80
② 連結実質赤字比率	— (△37.31)	— (△31.92)	17.80
③ 実質公債費比率	5.6	6.3	25.0
④ 将来負担比率	— (△40.7)	— (△37.8)	350.0

注 1 表中「—」は当該比率がないことを示す。

2 括弧書き内は、実質黒字額による比率であり、負の値で記載している。

3 各指標の説明は、別紙のとおりである。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であるため、当該比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であるため、当該比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は6.3%となっており、早期健全化基準の25.0%の範囲内にある。

(4) 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は、将来負担額がマイナスとなっているため当該比率は算定されない。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について

① 実質赤字比率

ア.趣旨 … 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{イ.算式} \quad \text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

* 実質赤字額 = 繰上充用額 + (事業繰越額 + 支払繰延額)

* 標準財政規模：地方財政法に規定する標準的な規模の収入の額として算定した額

ウ.対象となる会計 … 一般会計等

本市では、一般会計のみで、一般会計以外の会計は含まない。

エ.早期健全化基準 … 12.80%

実質赤字比率が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め公表しなければならない。

オ.財政再生基準 … 20.00%

実質赤字比率が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定め公表しなければならない。

② 連結実質赤字比率

ア.趣旨 … 全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{イ.算式} \quad \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} ((A+B) - (C+D))}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

* 連結実質赤字額：次のA+Bの合計額がC+Dの合計額を超える場合の当該超える額

A 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

B 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

C 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

D 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額

* 実質黒字額：歳入（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を除く。）が歳出を超える場合の当該超える額

ウ.対象となる会計 … 一般会計等、各特別会計、公営企業会計

本市では、一般会計及び各特別会計（国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計）、公営企業会計（上水道特別会計・病院事業特別会計・電気事業特別会計・公共下水道特別会計・農業集落排水特別会計・浄化槽施設特別会計）が対象である。

工. 早期健全化基準 … 17.80%

連結実質赤字比率が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め公表しなければならない。

オ. 財政再生基準 … 30.00%

連結実質赤字比率が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定め公表しなければならない。

(3) 実質公債費比率

ア. 趣旨 … 一般会計等が負担する地方債元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

イ. 算式 … 実質公債費比率 =

$$\frac{(\text{地方債元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

(注) 実質公債費比率は、3か年平均値として算出される。

ウ. 対象となる会計 …

一般会計等、各特別会計、公営企業会計、一部事務組合、広域連合

本市では、一般会計及び各特別会計（上記②に同じ。）、公営企業会計（上記②に同じ。）、公債費に準ずる債務負担行為に係るもののが対象となる。

エ. 早期健全化基準 … 25.0%

実質公債費比率が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め公表しなければならない。

オ. 財政再生基準 … 35.0%

実質公債費比率が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定め公表しなければならない。

(4) 将来負担比率

ア. 趣旨 … 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

イ. 算式 … 将来負担比率 =

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

* 将来負担額の内容

- A 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- B 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- C 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- D 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

- E 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- F 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- G 連結実質赤字額
- H 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

* 将来負担額から控除されるもの

- I A～Fに充当することができる地方自治法第241条の基金
- J 特定財源見込額
- K 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

ウ. 対象となる会計 … 一般会計等、各特別会計、公営企業会計、一部事務組合、広域連合、地方公社、第三セクター等

本市では、一般会計及び各特別会計（上記②と同じ。）、公営企業会計（上記②と同じ。）、一部事務組合（大分県退職手当組合、大分県消防補償等組合、大分県交通災害共済組合、大分県市町村会館管理組合、大分県後期高齢者医療広域連合）、地方公社（豊後大野市土地開発公社）が対象となる。

エ. 早期健全化基準 … 350.0%

将来負担比率が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め公表しなければならない。

オ. 財政再生基準 … なし

将来負担比率については、財政再生基準が設けられていない。

※ 財政健全化計画、財政再生計画の策定及び公表について

各指標が早期健全化基準、財政再生基準以上である場合は、財政健全化計画、財政再生計画の策定及び公表が義務付けされている。

令和5年度豊後大野市決算に係る資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和5年度豊後大野市決算に係る資金不足比率

第2 審査の期間

令和6年7月26日から令和6年8月19日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された令和5年度豊後大野市決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づき算定され、適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準
①上水道特別会計	— (△108.3)	— (△109.9)	20.0
②病院事業特別会計	— (△89.7)	— (△79.2)	20.0
③電気事業特別会計	— (△221.8)	— (△241.5)	20.0
④公共下水道特別会計	— (△170.0)	— (△175.6)	20.0

資金不足比率	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準
⑤農業集落排水特別会計	— (△34.8)	— (△71.2)	20.0
⑥浄化槽施設特別会計	— (△14.9)	— (△20.8)	20.0

注 1 表中「—」は、当該比率がない（資金の不足額がない）ことを示す。

2 括弧書き内は、資金剩余额による比率であり、負の値で記載している。

3 各指標の説明は別紙のとおりである。

2 個別意見

（1）上水道特別会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率は算定されない。

（2）病院事業特別会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率は算定されない。

（3）電気事業特別会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率は算定されない。

（4）公共下水道特別会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率は算定されない。

（5）農業集落排水特別会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率は算定されない。

（6）浄化槽施設特別会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率は算定されない。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について

ア. 趣旨 … 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{イ. 算式} \quad \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

* 資金の不足額 … 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

* 事業の規模 … 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

ウ. 対象となる会計 … 公営企業会計

本市では、上水道特別会計、病院事業特別会計、電気事業特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計、浄化槽施設特別会計が対象である。

エ. 経営健全化基準 … 20.0%

資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、公営企業会計ごとに経営健全化計画の策定及び公表が義務付けされている。